

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年7月8日
【発行者名】	日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 関口 陽平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内
【事務連絡者氏名】	大和証券株式会社 瀬川 智之
【電話番号】	03-5555-3482
【届出の対象とした募集内国 資産流動化証券の名称】	日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還 条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）
【届出の対象とした募集内国資 産流動化証券の金額】	500億円（予定） （注）上記の金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把 握した上で、2024年7月19日頃に決定される予定です。
【縦覧に供する場所】	日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年7月3日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、本社債の利率等の仮条件及び引受会社を決定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 社債

7 利率

8 利払日及び利息支払の方法

(2) 利息支払の方法及び期限

1 2 申込期間及び申込取扱場所

(2) 申込取扱場所

1 4 引受け等の概要

第二部 管理資産情報

第1 管理資産の状況

2 管理資産を構成する資産の概要

(3) 管理資産を構成する資産の内容

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【社債】

7【利率】

<訂正前>

- (a) 払込期日の翌日(当日を含みます。)から2029年8月2日(当日を含みます。)までは、年(未定)%
(注)とします。
- (b) 2029年8月2日の翌日(当日を含みます。)以降は、各利率改定日に改定され、各改定後利率適用期間について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に年(未定)%(注)(但し、2034年8月2日の翌日を初日とする改定後利率適用期間及びそれ以降の各改定後利率適用期間については、年(未定)%(注))を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回らないものとします。
- (c) 発行会社は、本社債管理者に上記(b)及び前記2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「5年国債金利」に定める利率確認事務を委託し、本社債管理者は各利率決定日に当該利率を確認します。
- (d) 発行会社及び本社債管理者は、各改定後利率適用期間の開始日から5銀行営業日以内(改定後利率適用期間の開始日を含みます。)に、上記(b)及び前記2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「5年国債金利」の記載により決定された本社債の利率を、各本店において、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

(注) 上記各利率は、2024年7月8日頃に仮条件の提示を行い、需要状況を把握した上で、2024年7月19日頃に決定される予定です。なお、(a)の利率に係る仮条件の提示方法は、(i)(a)の利率を仮条件提示時において市場の慣行として5年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り(年2回複利ベース)に一定の加算率を加えた値とした上で、かかる加算率の幅を仮条件として提示する方法、又は、(ii)(a)の利率の幅を仮条件として提示する方法のいずれかによるものとします。

(i)の方法による場合、(b)本文における加算率は(a)における加算率と同じ値とし、(b)括弧書内但書における加算率は(a)における加算率に1.00%を加えた値とし、(ii)の方法による場合、(b)本文における加算率は決定された(a)の利率から当該利率決定時において市場の慣行として5年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り(年2回複利ベース)を控除した値とし、(b)括弧書内但書における加算率は決定された(a)の利率から当該利率決定時において市場の慣行として5年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り(年2回複利ベース)を控除した値に1.00%を加えた値とします。

<訂正後>

- (a) 払込期日の翌日(当日を含みます。)から2029年8月2日(当日を含みます。)までは、年(未定)%(仮条件提示時において市場の慣行として5年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り(年2回複利ベース)に1.150%~1.300%を仮条件とする加算率を加えた値とします。)(注)とします。
- (b) 2029年8月2日の翌日(当日を含みます。)以降は、各利率改定日に改定され、各改定後利率適用期間について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に年(未定)%(注)(但し、2034年8月2日の翌日を初日とする改定後利率適用期間及びそれ以降の各改定後利率適用期間については、年(未定)%(注))を加えた値とします(加算率については、1.150%~1.300%を仮条件とします。但し、2034年8月2日の翌日を初日とする改定後利率適用期間及びそれ以降の各改定後利率適用期間の加算率については、2.150%~2.300%を仮条件とします。)。但し、当該利率は0%を下回らないものとします。

- (c) 発行会社は、本社債管理者に上記(b)及び前記2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「5年国債金利」に定める利率確認事務を委託し、本社債管理者は各利率決定日に当該利率を確認します。
- (d) 発行会社及び本社債管理者は、各改定後利率適用期間の開始日から5銀行営業日以内(改定後利率適用期間の開始日を含みます。)に、上記(b)及び前記2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「5年国債金利」の記載により決定された本社債の利率を、各本店において、その営業時間中、一般の閲覧に供します。
- (注) 上記各利率は、上記仮条件により需要状況を把握した上で、2024年7月19日頃に決定される予定です。なお、(b)本文における加算率は(a)における加算率と同じ値とし、(b)括弧書内但書における加算率は(a)における加算率に1.00%を加えた値とします。

8【利払日及び利息支払の方法】

(2)利息支払の方法及び期限

<訂正前>

- (a) 本社債利息は、払込期日の翌日(当日を含みます。)からこれを付し、2025年2月2日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後各利払日にその日までの前半か年分を支払います。
- (b) 利払日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、支払われる本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。
- (c) 半か年に満たない期間につき本社債に係る利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。また、第1回の利払日に支払うべき本社債に係る利息を計算するときは、(i)1円に(未定)(注)%を乗じ、2で除して算出した金額(小数点以下13桁未満切捨。以下「一通貨あたりの利子額(半年)」といいます。)と(ii)一通貨あたりの利子額(半年)に払込期日の翌日(当日を含みます。)から2024年8月2日(当日を含みます。)までの実日数を乗じ、182で除して算出した金額(小数点以下13桁未満切捨)の合計額に、各本社債権者が各口座管理機関(振替機関業務規程等に定める口座管理機関をいいます。以下同じです。)の各口座に保有する各本社債の金額の総額を乗じ、1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てて計算します。
- (注) 上記利率は、前記7「利率」(a)の利率と同一であり、2024年7月8日頃に仮条件の提示を行い、需要状況を把握した上で、2024年7月19日頃に決定される予定です。

<後略>

< 訂正後 >

- (a) 本社債利息は、払込期日の翌日(当日を含みます。)からこれを付し、2025年2月2日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後各利払日にその日までの前半か年分を支払います。
- (b) 利払日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、支払われる本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。
- (c) 半か年に満たない期間につき本社債に係る利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。また、第1回の利払日に支払うべき本社債に係る利息を計算するときは、(i)1円に(未定) (仮条件提示時において市場の慣行として5年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り(年2回複利ベース)に1.150%~1.300%を仮条件とする加算率を加えた値とします。) (注)%を乗じ、2で除して算出した金額(小数点以下13桁未満切捨。以下「一通貨あたりの利子額(半年)」といいます。)(ii)一通貨あたりの利子額(半年)に払込期日の翌日(当日を含みます。)から2024年8月2日(当日を含みます。)までの実日数を乗じ、182で除して算出した金額(小数点以下13桁未満切捨)の合計額に、各本社債権者が各口座管理機関(振替機関業務規程等に定める口座管理機関をいいます。以下同じです。)の各口座に保有する各本社債の金額の総額を乗じ、1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てて計算します。

(注) 上記利率は、前記7「利率」(a)の利率と同一であり、上記仮条件により需要状況を把握した上で、2024年7月19日頃に決定される予定です。

< 後略 >

1 2 【申込期間及び申込取扱場所】

(2) 申込取扱場所

< 訂正前 >

下記金融商品取引業者の国内の全ての本支店及び営業所窓口

大和証券

S M B C 日興証券

野村証券

みずほ証券

その他の引受会社(未定)(注)

(注) その他の引受会社は、2024年7月8日頃に決定される予定です。

< 訂正後 >

下記金融商品取引業者の国内の全ての本支店及び営業所窓口

大和証券

S M B C 日興証券

野村証券

みずほ証券

しんきん証券株式会社

株式会社 S B I 証券

1 4 【引受け等の概要】

< 訂正前 >

本引受契約の条項に基づき、以下の金融商品取引業者は、下記のとおり本社債の総額につき、連帯して買取引受を行います。

金融商品取引業者 (以下、下記の会社を「引受会社」と総称します。)		引受額 (百万円) (注2)	引受けの条件
会社名	住所		
大和証券	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	(未定)	1. 引受会社は、連帯して本社債の総額を引き受けます。 2. 本社債の引受手数料は、各社債の金額100円につき金60銭とします。
S M B C日興証券	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
野村證券	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
みずほ証券	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
(未定)(注1)	(未定)(注1)		
合計	-	50,000	-

(注1) 大和証券、S M B C日興証券、野村證券及びみずほ証券以外の引受会社については2024年7月8日頃に決定される予定です。

(注2) 引受額の合計額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2024年7月19日頃に決定される予定です。また、各引受会社の引受額の内訳についても2024年7月19日頃に決定される予定です。

< 訂正後 >

本引受契約の条項に基づき、以下の金融商品取引業者は、下記のとおり本社債の総額につき、連帯して買取引受を行います。

金融商品取引業者 (以下、下記の会社を「引受会社」と総称します。)		引受額 (百万円) (注)	引受けの条件
会社名	住所		
大和証券	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	(未定)	1. 引受会社は、連帯して本社債の総額を引き受けます。 2. 本社債の引受手数料は、各社債の金額100円につき金60銭とします。
S M B C 日興証券	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
野村證券	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
みずほ証券	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
しんぎん証券株式会社	東京都中央区京橋三丁目8番1号		
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
合計	-	50,000	-

(注) 引受額の合計額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2024年7月19日頃に決定される予定です。また、各引受会社の引受額の内訳についても2024年7月19日頃に決定される予定です。

第二部【管理資産情報】

第1【管理資産の状況】

2【管理資産を構成する資産の概要】

(3)【管理資産を構成する資産の内容】

< 訂正前 >

本劣後ローン債権の概要

< 中略 >

(f) 利率

当初期間は、年(未定)%(注)とします。

2029年8月2日の翌日(当日を含みます。)以降は、各利率改定日に改定され、各改定後利率適用期間について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に年(未定)%(注)(但し、2034年8月2日の翌日を初日とする改定後利率適用期間及びそれ以降の各改定後利率適用期間については、年(未定)%(注))を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回らないものとします。

本劣後ローン貸付人は各利率決定日に上記及び前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「5年国債金利」に記載する利率を確認し、当該利率決定日から7銀行営業日以内に当該利率を日本生命に書面で通知します。

(注) 上記各利率は、2024年7月8日頃に行われる本社債の仮条件の提示と同時に同率の提示を行い、2024年7月19日頃に行われる本社債の利率の条件決定と同時に同率で決定されることが予定されています。なお、2024年7月8日頃に行われる、の利率に係る提示方法は、の利率を仮条件提示時において市場の慣行として5年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り(年2回複利ペー

ス)に一定の加算率を加えた値とした上で、かかる加算率の幅を提示する方法、又は、 の利率の幅を提示する方法のいずれかによるものとします。

iの方法による場合、 本文における加算率は における加算率と同じ値とし、括弧書内但書における加算率は における加算率に1.00%を加えた値とし、 の方法による場合、 本文における加算率は決定された の利率から当該利率決定時において市場の慣行として5年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り(年2回複利ベース)を控除した値とし、 括弧書内但書における加算率は決定された の利率から当該利率決定時において市場の慣行として5年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り(年2回複利ベース)を控除した値に1.00%を加えた値とします。

< 後略 >

< 訂正後 >

本劣後ローン債権の概要

< 中略 >

(f) 利率

当初期間は、年(未定)%(仮条件提示時において市場の慣行として5年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り(年2回複利ベース)に1.150%~1.300%の加算率を加えた値とします。)(注)とします。

2029年8月2日の翌日(当日を含みます。)以降は、各利率改定日に改定され、各改定後利率適用期間について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に年(未定)%(注)(但し、2034年8月2日の翌日を初日とする改定後利率適用期間及びそれ以降の各改定後利率適用期間については、年(未定)%(注))を加えた値とします(加算率については、1.150%~1.300%とします。但し、2034年8月2日の翌日を初日とする改定後利率適用期間及びそれ以降の各改定後利率適用期間の加算率については、2.150%~2.300%を仮条件とします。)。但し、当該利率は0%を下回らないものとします。

本劣後ローン貸付人は各利率決定日に上記及び前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「5年国債金利」に記載する利率を確認し、当該利率決定日から7銀行営業日以内に当該利率を日本生命に書面で通知します。

(注)上記各利率は、2024年7月19日頃に行われる本社債の利率の条件決定と同時に同率で決定されることが予定されています。なお、 本文における加算率は における加算率と同じ値とし、 括弧書内但書における加算率は における加算率に1.00%を加えた値とします。

< 後略 >